

【自動車保管場所届出書】の記載例

留意事項

○ 軽自動車の保管場所届出は、**自動車検査を受けた後**（ナンバーを取得した後）**速やかに**行ってください。また、軽自動車、登録自動車、用の本拠の位置がある場合に限る。は、十五日以内に届け出ることが義務付けられています。黒色ボールペン又は黒色スタンプで**明瞭に記載**してください。

○ この書類は、二枚で一組（複写式）となっています。

○ 届出内容が関係法令に抵触する場合、**受理できないことがあります。**

※ 「軽自動車」を取得した場合の車庫の届出及び「登録自動車」「軽自動車」で車庫を変更した場合の届出に必要な書面です。

- 自動車検査証を確認して書いてください。
 - 数字とローマ字を**ハッキリと区別**して書いてください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分確認をお願いします。
- ※ [0 と O 又は D、1 と I、2 と Z、7 と 9、8 と B、9 と P、V と U] などに注意してください。

届出自動車が軽自動車の場合「軽」に、他は「登録」に○印を付ける。

自動車の大きさ欄

センチメートル単位で、右に詰めて書きます(2リ単位〜切り捨て)。

使用の本拠の位置欄

【個人の場合】

実際に居住する場所の所在地を書きます。通常は、住民票の住所と同じです。

《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません。》

【法人の場合】

実際に営業を行う事業所の所在地を書きます(本社・支社等の所在地)。

《通常、役員の自宅や社員寮等は、法人の使用の本拠とはなりません。》

軽自動車を新規に取得した場合は「新規」に、登録自動車又は軽自動車の車庫を変更した場合は「変更」に○印を付けてください。

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
スズキ	GF-HA12S	HA12S-12345	長さ	339 センチメートル
例えば、スズキ・アルトの場合「スズキ」と書きます。			幅	147 センチメートル
			高さ	145 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号			
自動車の保管場所の位置	東京都千代田区霞ヶ関2丁目3番4号 かすみ駐車場 No.1 (変更前)			
※保管場所標章番号	973261049			
上記の事項について届出をします。				
平成〇年△月□日				
〒 100-8929 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号				
氏名 日本 太郎				
電話番号 03(3581)0110				

保管場所の位置欄

駐車場の所在地を住居表示で書きます。(住居表示がない場合は、直近の番地を書きます。)

保管場所標章番号

軽自動車の新規届出の場合で、次のいずれにも該当する場合は、届出書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより「所在図」の記載(添付)を省略することができます。

※ 「配置図」を省略することはできません。

- 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。
- 使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。
- 届出の時点で旧自動車を保有しているか又は届出日の前15日以内に保有していた。

使用権限

自己 他人 共有

連絡先

氏名 日本 二郎
電話 03(3581)△555

新規・代替欄

車台番号	品川150〇1234
前車	
現車	品川150△5678

使用権限欄

届出する車庫の「所有者」に○印を付けます。

- ・届出者所有〜自己に○印を付け、「自認書」を添付します。
- ・他人所有〜他人に○印を付け、下記書面のうちいずれか「一通」を添付します。

- ① 駐車場賃貸借契約書の写し
- ② 駐車場料金領収書(契約書がない時)等
- ③ 保管場所使用承諾証明書

- ・共有地〜共有に○印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付します。

連絡先欄

届出内容について、お尋ね先の氏名・電話番号を書いてください。

新規・代替欄

届出する車庫の状況について、新規・代替の何れかに○印を付けます。

- ・新規〜初めて使う車庫で、まだ届出を行っていない場合
- ・代替〜今まで使っていた車庫で、既に届出を行っている場合

届出者欄

届出者欄に記載する住所・氏名等は、警察署窓口書類を提出する方ではなく、**自動車の使用者となっている方の住所・氏名**です。

【個人の場合】
住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を書きます。
※ 届出者は署名することにより、押印を省略することができます。

【法人の場合】
登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書き、法人の代表者名を併記のうえ押印します。
※ 法人の場合は、押印を省略することはできません。
印鑑は、法人として通常使用する印鑑を押印してください。